県章

三重県公報

令和6年7月5日　（金）
第　529　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	人 事 委 規 則		
	三重県人事委員会規則7-4（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則	（人事委員会）	2
	人事委・教育委規則		
2	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	4
	企業庁管理規程		
3	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	（企業庁）	5
	病院事業庁管理規程		
10	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	（病院事業庁）	7
	告　　示		
496	クリーニング業法の規定によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定	（食品安全課）	10
497	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	10
498	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	（同）	11
499	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の区域の指定	（廃棄物対策課）	12
500	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	（水産資源管理課）	12
	公 安 委 告 示		
18	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	（公安委員会）	13
	公　　告		
	建設業法の規定による営業の停止を命じた旨	（建設業課）	14
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	（大気・水環境課）	15
	同件	（病院事業庁）	18
	落札者を決定した旨	（警察本部）	21
	同件	（同）	21
	同件	（同）	21
	随意契約の相手方を決定した旨	（同）	22
	正　　誤		
	令和6年6月28日付け三重県公報号外	（教育委員会）	22

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年七月五日

三重県人事委員会委員長　中　村　佳　子

三重県人事委員会規則七―四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（刑事作業手当等） 第二十六条　（略） 2　条例第三十四条第一項第七号の特別な事情は、突発的に発生した業務のため緊急に勤務することを命じられ当該業務に従事する場合（その従事する時間帯の一部又は全部が午後九時から翌日の午前五時までの間であるものに限る。）とする。	（刑事作業手当等） 第二十六条　（略） 2　条例第三十四条第一項第七号の特別な事情は、突発的に発生した業務のため緊急に勤務することを命じられ当該業務に従事する場合で、その従事する時間帯が夜間であるときとする。
（航空手当） 第二十七条　（略） 2　条例第三十五条第三項の特に危険な業務は、次に掲げる業務とする。 一　（略） 二　夜間（日没から日出までの間をいう。以下同じ。）における飛行 三～五　（略）	（航空手当） 第二十七条　（略） 2　条例第三十五条第三項の特に危険な業務は、次に掲げる業務とする。 一　（略） 二　夜間における飛行 三～五　（略）
（災害応急作業等手当） 第二十八条　条例第三十七条第一項の人事委員会規則で定める災害は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第二十四条第一項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された災害（条例第三十七条第一項第二号及び第三号の業務並びに同項第四号の業務（同項第二号又は第三号の業務に相当するものに限る。）にあつては、三重県外で発生したものに限る。）をいう。 2　条例第三十七条第一項第四号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う避難所等の運営 二　異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う罹災証明に係る家屋の調査	

三　前二号に掲げるもののほか、人事委員会がこれらに相当すると認めるもの	
3　条例第三十七条第二項に規定する災害応急作業等手当の額は、業務に従事した日一日につき千八十円とする。	
4　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の同項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。	
一　条例第三十七条第一項第一号若しくは第二号の業務又は同項第四号の業務（同項第三号に掲げる業務に相当するものを除く。第三号において同じ。）が夜間において行われた場合　千六百二十円	
二　条例第三十七条第一項第二号の業務又は同項第四号の業務のうち同項第二号に掲げる業務に相当する業務が著しく危険であると人事委員会が認める場合　二千百六十円	
三　条例第三十七条第一項第一号若しくは第二号の業務又は同項第四号の業務が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合　二千百六十円	
四　条例第三十七条第一項第三号の業務又は同項第四号の業務のうち同項第三号に掲げる業務に相当する業務が深夜に行われた場合　千六百二十円	
（重複支給の調整）	（重複支給の調整）
第二十九条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める手当を支給し、それ以外の手当は支給しない。	第二十八条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める手当を支給し、それ以外の手当は支給しない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　月額手当を支給される者がその勤務期間内において日額手当等（県税事務手当及び災害応急作業等手当を除く。）の支給対象となる業務に従事した場合　当該月額手当（月額手当の支給対象となる業務の二以上に従事した場合にあっては、主として従事した業務に係る月額手当）	三　月額手当を支給される者がその勤務期間内において日額手当等（県税事務手当を除く。）の支給対象となる業務に従事した場合　当該月額手当（月額手当の支給対象となる業務の二以上に従事した場合にあっては、主として従事した業務に係る月額手当）
2　（略）	2　（略）
第三十条～第三十三条　（略）	第二十九条～第三十二条　（略）
附　則	附　則
1～9　（略）	1～9　（略）
	（試験防疫業務手当の特例）
	10　条例附則第八項の人事委員会規則で定める期間は、令和二年二月一日から令和五年七月三十一日までとする。
	11　条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げるものとする。
	一　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの

	に限る。）であるものに限る。以下この項において「感染症」という。）の患者が療養する宿泊施設又はこれに準ずる施設として人事委員会が認めるもの（以下この項において「宿泊施設等」という。）において患者に接して行う診療又は看護 二　宿泊施設等における長時間にわたる連絡調整 三　宿泊施設等において感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件の処理 四　医療機関又は宿泊施設等への感染症の患者又はその疑いのある者（次号において「患者等」という。）の移送 五　感染症の病原体を有する死体の検視、検証、実況見分若しくは収容等（次項及び第十四項において「感染死体の検視等」という。）又は患者等の保護、逮捕、看守若しくは護送 六　前各号に掲げる業務のほか、人事委員会がこれらに相当すると認めるもの
10　（略）	12　条例附則第九項に規定する試験防疫業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　前項第一号に掲げる業務　四千円 二　前項第二号から第五号までに掲げる業務　三千円（感染死体の検視等のうち死体に接触するものにあつては、四千円） 三　前項第六号に掲げる業務　三千円（人事委員会が特に認める業務にあつては、四千円） 13　条例附則第八項に規定する業務に従事した場合には、第二十八条第一項第三号の規定は適用しない。 14　職員が附則第十一項第五号に掲げる業務（感染死体の検視等に限る。）に従事した場合であつて、第二十八条第一項第二号に規定する従事した業務に係る日額手当等のうち最高の額の日額手当等として試験防疫業務手当を支給するときは、同条第二項の規定にかかわらず、警察特殊業務手当（条例第三十四条第一項第一号の業務に係る手当に限る。）は支給しない。
	15　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二十八条及び第二十九条第一項第三号の規定は、令和六年一月一日から適用する。

人事委員会規則
教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年七月五日

三重県人事委員会委員長　中　村　佳　子
三重県教育委員会教育長　福　永　和　伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則　第二号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十八条　（略） （災害応急作業等手当） 第十八条の二　災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業（大規模な災害として県委員会が定める災害に係るものに限る。）に従事したときに支給する。 一　異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業 二　前号に掲げる作業に相当するものとして、県委員会が三重県人事委員会と協議して定める作業 2　前項の手当の額は、一日につき千八十円とする。 3　前項の規定にかかわらず、第一項各号の作業が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。）において行われた場合の第一項の手当の額は、前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。	第十八条　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。

企業庁管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年七月五日

三重県企業庁長　河　北　智　之

三重県企業庁管理規程第三号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和四十二年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特殊勤務手当） 第五条　条例第十二条に規定する特殊勤務手当は、現場作業手当、用地等交渉業務手当及び災害応急作業等手当とする。	（特殊勤務手当） 第五条　条例第十二条に規定する特殊勤務手当は、現場作業手当及び用地等交渉業務手当とする。

当とする。

2　（略）

（特殊勤務手当の支給）

第六条　（略）

2～4　（略）

5　災害応急作業等手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第二十四条第一項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された災害（別表第五災害応急作業等手当の項支給範囲の欄第一号イ、ハ及びニに定める業務並びに同号ホに定める業務（同号イ、ハ又はニに定める業務に相当するものに限る。）にあつては、三重県外で発生したものに限る。）に係る業務に従事したときに支給する。

（特殊勤務実績簿）

第七条　任命権者は、特殊勤務実績簿を作成の上、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

別表第五（第五条関係）

手当の種類	支給範囲	支給額
（略）	（略）	（略）
用地等交渉業務手当	（略）	（略）
	深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）における用地等交渉に従事する職員	日額九八〇円
災害応急作業等手当	一　次に掲げる業務に従事する職員	日額一、八〇〇円
	イ　異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う応急給水作業	
	ロ　異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う災害応急作業又は災害応急作業のための災害状況の調査	
	ハ　異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の業務	
	ニ　異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置さ	

2　（略）

（特殊勤務手当の支給）

第六条　（略）

2～4　（略）

（特殊勤務実績簿）

第七条　任命権者は、特殊勤務実績簿（別記様式）を作成の上、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

別表第五（第五条関係）

手当の種類	支給範囲	支給額
（略）	（略）	（略）
用地等交渉業務手当	（略）	（略）
	午後十時以降に及ぶ用地等交渉に従事する職員	日額九八〇円

れた地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の業務又は避難所等の運営 ホ　その他企業庁長がこれらに相当すると認めるもの	
二　次に掲げる業務に従事する職員	
イ　夜間（日没から日出まで）における前号イからハまでの業務又は同号ホの業務（同号ニに掲げる業務に相当するものを除く。ハにおいて同じ。）	日額　一、六二〇円
ロ　前号ハの業務又は同号ホの業務のうち同号ハに掲げる業務に相当する業務が著しく危険であると企業庁長が認める場合	日額　二、一六〇円
ハ　前号イからハまでの業務又は同号ホの業務が企業庁長が著しく危険であると認める区域で行われた場合	日額　二、一六〇円
ニ　深夜における前号ニの業務又は同号ホの業務（同号ニに掲げる業務に相当するものに限る。）	日額　一、六二〇円

別記様式を削る。

附　則

1　この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（次項において「新管理規程」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

2　職員が改正前の企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程に基づいて、令和六年一月一日以後の分として支給を受けた手当は、新管理規程の規定による手当の内払とみなす。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年七月五日

三重県病院事業庁長　河　合　良　之

三重県病院事業庁管理規程第十号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（災害応急作業等手当）	（災害応急作業等手当）
第十九条の二　災害応急作業等手当の支給については、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の適用を受ける者の例による。	第十九条の二　病院事業職員が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため、次に掲げる作業に従事したと

きは、災害応急作業等手当を支給する。

一　東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この項において「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三　本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号の作業のうち原子炉建屋（管理者が定めるものに限る。）内において行うもの　四万円

二　前項第一号の作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外のもの　一万三千三百円

三　前項第一号の作業のうち管理者が定める施設内において行うもの　三千三百円

四　前項第二号の作業のうち屋外において行うもの　六千六百円

五　前項第二号の作業のうち屋内において行うもの　千三百三十円

六　前項第三号の作業のうち屋外において行うもの　三千三百円

七　前項第三号の作業のうち屋内において行うもの　六百六十円

3　同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。

4　第二項第四号又は第六号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

1
～
10　附　則

（略）

（災害応急作業等手当の特例）

11　病院事業職員が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため、次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

一　東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地

1
～
10　附　則

（略）

内において行う作業
二　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この項において「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
三　本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

12　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　前項第一号の作業のうち原子炉建屋（管理者が定めるものに限る。）内において行うもの　四万円
二　前項第一号の作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外のもの　一万三千三百円
三　前項第一号の作業のうち管理者が定める施設内において行うもの　三千三百円
四　前項第二号の作業のうち屋外において行うもの　六千六百円
五　前項第二号の作業のうち屋内において行うもの　千三百三十円
六　前項第三号の作業のうち屋外において行うもの　三千三百円
七　前項第三号の作業のうち屋内において行うもの　六百六十円

13　同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。

14　附則第十二項第四号又は第六号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合における当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、その日の前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

附　則

1　この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（次項において「新管理規程」という。）第十九条の二の規定は、令和六年一月一日から適用する。

2　職員が改正前の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて、令和六年一月一日以後の分として支給を受けた手当は、新管理規程の規定による手当の内払とみなす。

告　　示

三重県告示第 496 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

令和 6 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　研修等の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号

2　令和 6 年度第 1 型クリーニング師の研修、第 2 型クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施日等

(1)　第 1 型クリーニング師の研修

開　催　日	会　場　名	所　在　地	予定人員
令和 6 年 9 月 1 日（日）	三重県吉田山会館	津市栄町 1 丁目 891 番地	60 人

(2)　第 2 型クリーニング師の研修（通信教育）

ア　受付期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）から同月 31 日（木）まで

イ　研修の科目及びレポート課題

(ｱ)　衛生法規及び公衆衛生

(ｲ)　洗濯物の受取、保管及び引渡し

(ｳ)　洗濯物の処理

(ｴ)　繊維及び繊維製品

ウ　レポート提出締切年月日

令和 7 年 1 月 15 日（水）

(3)　業務従事者に対する講習（通信教育）

ア　受付期間

令和 6 年 11 月 1 日（金）から同月 30 日（土）まで

イ　講習の科目及びレポート課題

(ｱ)　衛生法規及び公衆衛生

(ｲ)　洗濯物の受取、保管及び引渡し

(ｳ)　洗濯物の処理

(ｴ)　繊維及び繊維製品

ウ　レポート提出締切年月日

令和 7 年 1 月 15 日（水）

3　受講料

(1)　5,000 円　クリーニング師の研修

(2)　4,500 円　業務従事者に対する講習

4　修了証書の交付

研修及び講習の受講を修了した者に修了証書を交付します。

5　受講についての問い合わせ先

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター

津市西古河町 10 番 16 号　別所ビル 3 階

電話　059-225-4181

三重県告示第 497 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 6 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名	担当する障害分野
いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749 番地 37	海野　啓	肢体不自由

			心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 免疫機能障害 肝臓機能障害
岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	中西　昭登	肢体不自由
尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5 番 25 号	藤川　祐基	肢体不自由
三重県立志摩病院	志摩市阿児町鵜方 1257 番地	堀井　学	心臓機能障害 じん臓機能障害
いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	福島　諒奈	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
どんぐり診療所	いなべ市大安町石榑下 305	多賀　収	呼吸器機能障害
村瀬病院	鈴鹿市神戸三丁目 12-10	細川　亮平	じん臓機能障害
さくらクリニック	四日市市桜町 1278-2	原澤　桃子	肢体不自由 じん臓機能障害
みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1	權藤　岳	肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	金丸　英樹	平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	石山　将希	心臓機能障害
岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	今井　元	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2-37	石田　衛	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
三重北医療センター 菰野厚生病院	三重郡菰野町福村 75	金本　一洋	ぼうこう・直腸機能障害
榊原白鳳病院	津市榊原町 5630 番地	宮原　利行	肢体不自由 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
榊原白鳳病院	津市榊原町 5630 番地	戸田　泰信	肢体不自由 肝臓機能障害
塩川病院	鈴鹿市平田町一丁目 3 番 7 号	田中　聡	肢体不自由 肝臓機能障害
津西眼科クリニック	津市野田 33 番地 9	白石　史朗	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	松山　優実	肢体不自由
四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10 番 8 号	下山　貴寛	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10 番 8 号	岩崎　竜也	肢体不自由

三重県告示第 498 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 6 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	鈴木　織裕
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	稲守　重治

市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	宮村　正典
松阪市民病院	松阪市殿町 1550 番地	大岩　道明
武内病院	津市北丸之内 82 番地	近藤　功
武内病院	津市北丸之内 82 番地	武内　純四郎
榊原白鳳病院	津市榊原町 5630 番地	井関　一海

三重県告示第 499 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定します。

令和 6 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　指定区域

指定番号 25

四日市市三田町 9 番地先（詳細は、「3　資料の閲覧」で備え置く指定区域台帳及び図面のとおり。）

2　埋立地の区分

指定番号 25

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号に規定する埋立地

3　資料の閲覧

指定番号 25

指定に係る指定台帳及び図面は、三重県環境生活部環境共生局廃棄物対策課及び四日市地域防災総合事務所に備え置いて閲覧に供します。

三重県告示第 500 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 6 年三重県告示第 284 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 6 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

<table>
<tr><th>変　更　後</th><th>変　更　前</th></tr>
<tr><td>第 2　くろまぐろ（小型魚）
1　都道府県別漁獲可能量
<u>45.9 トン</u>
2　三重県の知事管理漁獲可能量
<table>
<tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）定置漁業</td><td>12.7 トン</td></tr>
<tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）中型まき網漁業</td><td>10.5 トン</td></tr>
<tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）養殖用種苗採捕漁業</td><td><u>4.5 トン</u></td></tr>
<tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）その他漁業</td><td><u>10.6 トン</u></td></tr>
</table>
第 3　くろまぐろ（大型魚）
1　都道府県別漁獲可能量
<u>36.7 トン</u>
2　三重県の知事管理漁獲可能量</td><td>第 2　くろまぐろ（小型魚）
1　都道府県別漁獲可能量
<u>33.8 トン</u>
2　三重県の知事管理漁獲可能量
<table>
<tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）定置漁業</td><td>12.7 トン</td></tr>
<tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）中型まき網漁業</td><td>10.5 トン</td></tr>
<tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）養殖用種苗採捕漁業</td><td><u>2.5 トン</u></td></tr>
<tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）その他漁業</td><td><u>8.1 トン</u></td></tr>
</table>
第 3　くろまぐろ（大型魚）
1　都道府県別漁獲可能量
<u>28.8 トン</u>
2　三重県の知事管理漁獲可能量</td></tr>
</table>

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	13.4 トン
三重県くろまぐろ（大型魚）その他漁業	15.5 トン

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	10.4 トン
三重県くろまぐろ（大型魚）その他漁業	15.5 トン

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 18 号

技能検定員審査等に関する規則(平成６年国家公安委員会規則第３号)第１条及び第10条第１項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和６年７月５日

三重県公安委員会委員長　村　田　典　子

1　審査の種類及び実施期日等

(1)　技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和６年８月30日（金）	令和６年８月５日（月）から同月９日（金）までの午前９時から午後５時までの間
2	中型自動車免許	令和６年８月29日（木）	令和６年８月５日（月）から同月９日（金）までの午前９時から午後５時までの間
3	準中型自動車免許	令和６年８月20日（火）	令和６年７月29日（月）から同年８月２日（金）までの午前９時から午後５時までの間
4	普通自動車免許	令和６年８月20日（火）	令和６年７月29日（月）から同年８月２日（金）までの午前９時から午後５時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和６年８月27日（火）	令和６年８月５日（月）から同月９日（金）までの午前９時から午後５時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和６年８月26日（月）	令和６年８月５日（月）から同月９日（金）までの午前９時から午後５時までの間
8	牽引（けん）免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間

(2)　教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和６年８月30日（金）	令和６年８月５日（月）から同月９日（金）までの午前９時から午後５時までの間
2	中型自動車免許	令和６年８月29日（木）	令和６年８月５日（月）から同月９日（金）までの午前９時から午後５時までの間
3	準中型自動車免許	令和６年８月20日（火）	令和６年７月29日（月）から同年８月２日（金）までの午前９時から午後５時までの間
4	普通自動車免許	令和６年８月20日（火）	令和６年７月29日（月）から同年８月２日（金）までの午前９時から午後５時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間

6	大型自動二輪車免許	令和６年８月27日（火）	令和６年８月５日（月）から同月９日（金）までの午前９時から午後５時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和６年８月26日（月）	令和６年８月５日（月）から同月９日（金）までの午前９時から午後５時までの間
8	牽引免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和６年９月６日（金）	令和６年８月19日（月）から同月23日（金）までの午前９時から午後５時までの間

2　実施場所

三重県津市垂水2566番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

3　申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4　問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公　　告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定により、下記の業者に営業の停止を命じましたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和６年７月５日

三重県知事　一　見　勝　之

1　処分をした年月日

令和６年７月４日

2　処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

新陽工業株式会社　代表取締役　新井　満雄

所在地　三重県四日市市大字塩浜4101番地の５

許可番号　三重県知事許可（般－4）第711号

三重県知事許可（特－4）第711号

3　処分の内容

建設業法第28条第３項の規定に基づく営業の停止

(1)　停止を命ずる営業の範囲

水道施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(2)　停止を命ずる期間

令和６年７月18日から令和７年７月17日までの１年間

4　処分の原因となった事実

新陽工業株式会社　元代表取締役は、三重県企業庁北勢水道事務所発注の公共事業において刑法（明治40年法律第45号）第198条（贈賄）の罪により懲役刑の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当する。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第５条の規定により公告します。

令和６年７月５日

三重県知事　一　見　勝　之

1　入札に付する事項

(1)　購入物品及び数量

大気汚染自動測定機器等　１式

(2)　購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　納入期限

令和７年３月14日（金）

(4)　納入場所

三重県が別途指定する場所

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和６年８月14日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第４条第１項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班　担当　姫子松
電話　059-224-2367　　ファクシミリ　059-224-3069

(2)　契約条項を示す場所
〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課大気環境班　担当　松下、小林
電話　059-224-2380　　ファクシミリ　059-229-1016

(3)　調達システム担当部局
〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 6 年 8 月 27 日（火）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知
①　本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合　令和 6 年 8 月 20 日（火）17 時までに本システム上で通知を行います。
②　書面による競争入札参加資格確認申請の場合　令和 6 年 8 月 20 日（火）17 時までに通知書を発送します。

(6)　入札書提出の日時及び場所
ア　本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 6 年 8 月 27 日（火）14 時 30 分まで
イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時　令和 6 年 8 月 27 日（火）14 時 30 分
なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
送付先
〒514-0006　三重県津市広明町 13 番地
宛　先　三重県庁内郵便局留め
受取人　三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班
案件名　令和 6 年度大気汚染自動測定機器等購入　入札書在中

(7)　開札の日時及び場所
日時　令和 6 年 8 月 27 日（火）14 時 35 分
場所　三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課

(8)　入札方法等に関する事項
ア　入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
イ　入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ　契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174

条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Automatic monitoring device of air pollution: 1 set

(2)　Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Tuesday, August 27, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:30 P.M. on Tuesday, August 27, 2024.

(3)　Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Tuesday, August 27, 2024.

(4)　Managing Authority:

Air and water environment division, Environmental coexistence bureau, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie,514-8570, Japan

TEL:059-224-2380

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第5条の規定により公告します。

令和６年７月５日

三重県病院事業庁長　　河　　合　　良　　之

1　入札に付する事項

(1)　購入物品及び数量

全身用Ｘ線ＣＴ装置１式（搬入、据付、配線、調整、付属品等を含みます。）

(2)　購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　納入期限

平成７年１月31日（金）

(4)　納入場所

三重県津市城山１丁目12-1

三重県立こころの医療センター

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受けている者であること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和６年７月31日（水）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては５(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第４条第１項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し

(4)　納入しようとする物品が入札説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類及びカタログ等

(5)　当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が確保されていることを証明する書類
(6)　当該物品を製造したメーカーが発行する納入実績書
(7)　過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
(8)　「高度管理医療機器等販売業許可証」の写し
5　入札手続等に関する事項
(1)　担当部局
〒514-0818　三重県津市城山1丁目12-1
三重県立こころの医療センター　運営調整部　総務課　担当　河合
電話　059-235-2125　　ファクシミリ　059-235-2135
(2)　契約条項を示す場所
(1)に同じです。
(3)　調達システム担当部局
〒514-8570　三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784
(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和6年7月31日（水）まで調達システムにより提供します。
(5)　入札参加資格確認結果の通知
令和6年年8月1日（木）までに通知します。
(6)　入札書提出の日時及び場所
ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年8月19日（月）15時まで
イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津城山郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時　令和6年8月19日（月）15時
なお、入札書は令和6年8月10日（土）から同月19日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0818　三重県津市城山3-11-14
宛　先　津城山郵便局留め
受取人　三重県立こころの医療センター運営調整部総務課
案件名　令和6年度　全身用Ｘ線ＣＴ装置1式の購入入札書在中
(7)　開札の日時及び場所
日時　令和6年8月19日（月）15時30分
場所　三重県津市城山1丁目12-1
三重県立こころの医療センター　運営調整部　総務課
(8)　入札方法等に関する事項
ア　入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
イ　入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ　契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

X-Ray CT system covering whole body, 1 set (Including the cost of Delivery, Installation, Wiring, Adjustment, Accessory etc)

(2)　Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 19, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Saturday, August 10, 2024 and 3:00 P.M. on Monday, August 19, 2024.

(3)　Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Monday, August 19, 2024.

(4) Managing Authority:
Mie Prefectural Mental Medical Center
1-12-1, Shiroyama, Tsu city, Mie, 514-0818, Japan
TEL:059-235-2125

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和６年７月５日

三重県警察本部長　難　波　正　樹

1　特定役務の名称　車両捜査支援システム賃貸借
2　担当部局　三重県津市栄町一丁目100番地
　　三重県警察本部警務部会計課調達係
3　落札者決定日　令和６年５月30日
4　落札者　愛知県名古屋市東区東桜１丁目1-10
　　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社東海支店　支店長　生島　靖識
5　落札金額　入札価格　753,261,600円
　　契約金額　828,587,760円
6　決定手続　一般競争入札
7　入札公告日　令和６年３月29日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和６年７月５日

三重県警察本部長　難　波　正　樹

1　特定役務の名称　微量薬物分析システム賃貸借
2　担当部局　三重県津市栄町一丁目100番地
　　三重県警察本部警務部会計課調達係
3　落札者決定日　令和６年５月23日
4　落札者　三重県四日市市菅原町字南川原21番1
　　ＮＸ・ＴＣリース＆ファイナンス株式会社三重営業所　所長　小川　誉夫
5　落札金額　入札価格　39,774,000円
　　契約金額　43,751,400円
6　決定手続　一般競争入札
7　入札公告日　令和６年４月２日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和６年７月５日

三重県警察本部長　難　波　正　樹

1　特定役務の名称　（再掲）三重県警察情報システム基幹・本部ネットワークに係る再構築、機器賃貸借及び運用保守
2　担当部局　三重県津市栄町一丁目100番地
　　三重県警察本部警務部会計課調達係
3　落札者決定日　令和６年６月21日
4　落札者　東京都千代田区丸の内３丁目4-1
　　株式会社ＪＥＣＣ　営業統括本部長　飯倉　義一
5　落札金額　入札価格　529,006,740円
　　契約金額　581,907,414円
6　決定手続　一般競争入札
7　入札公告日　令和６年４月30日

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年7月5日

三重県警察本部長　難　波　正　樹

1	特定役務の名称	特定電子機器解析用資機材ライセンス提供業務契約
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	契約の相手方を決定した日	令和6年6月18日
4	契約の相手方	東京都千代田区東神田2丁目4番6号Ｓ−ＧＡＴＥ秋葉原4階 クオリティネット株式会社　代表取締役　久留須　政光
5	契約金額	71,500,000円（うち消費税及び地方消費税 6,500,000円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

正　　誤

令和6年6月28日付け三重県公報号外に登載しました、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例中

ページ　　行

20　　下から1

誤

この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

正

この条例は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。

発行　三　　重　　県

三重県津市栄町１丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/